

平成 2 2 年度第 1 回

札幌市次世代育成支援対策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 2 年 1 2 月 1 6 日 (木) 1 4 時開会

場 所 : 札幌市役所本庁舎 18階 第 1 常任委員会会議室

1. 開 会

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

定刻となりましたので、ただいまから平成22年度第1回札幌市次世代育成支援対策推進協議会を開催いたします。

私は、札幌市子ども未来局子ども企画課長の中川と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の委員の皆様の出席状況でございますけれども、芝木委員からは欠席する旨、敦澤委員から遅参する旨のご連絡をいただいております。

2. あいさつ

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

まず、子ども未来局長の橋本よりごあいさつを申し上げます。

橋本子ども未来局長

子ども未来局長の橋本でございます。

協議会の開催に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

今日は、年末ということで、何かと皆様お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

委員の皆様方には、各方面で札幌市の子育て施策にいろいろご尽力を賜っているところでありますが、昨年はさっぽろ子ども未来プラン後期計画の策定に当たりまして多大なご尽力をいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

委員の皆様からいただいたご意見に基づく後期プランでこの4月にスタートさせて、ちょうど9カ月がたちます。私ども行政として既にも実践していることが幾つかありまして、まず、待機児童が札幌では非常に急増している大都市の大きな課題がある中で、地域の力をかりていこう、地域の子育て経験のお母さん方の力をかりていく保育ママという制度でございますが、ご自宅で家庭的な雰囲気の中でお子さん方の面倒を見てもらう、少人数の保育をやるという新しい制度を後期計画の中に反映させていただきました。これを、年明け早々の来年2月1日からスタートさせていく予定でございます。

また、子どもの権利条例がスタートしまして、その中に子ども権利に関する推進計画の策定というものが盛り込まれております。これについてはあすから市民の声を聞こうということでパブリックコメントを実施する予定でございます。

児童虐待についても全国的に大きな課題になっており、この後期計画に児童相談所の将来構想策定ということも盛り込んでおります。これにつきましては、金子委員に座長になっていただいている社会福祉審議会の分科会で議論いただいた意見具申を先週にいただきました。これを踏まえた行政計画を来年の3月までに計画を策定するところでございます。

このように、後期計画において、委員の皆様のご意見を具体化、実践化させていただき、順次、子ども施策の充実をさせていただいているところでございます。

本日の会議でございますが、中心議題はさっぽろ子ども未来プラン前期計画について、前期計画の総括をしていただくこととなります。既に後期プランがこの4月にスタートしておりますが、前期計画を引き継いだ形で後期計画を実践しておりますので、きょういただくいろいろなご意見

につきましては、後期計画の実践の中で、順次、柔軟に対応をして取り入れて具体化していきたいと考えております。

前期計画、後期計画につきましても、大きなスローガンとして子ども、そして子育て家庭を社会全体で支援していこうという大きな視点を掲げておりますが、こういったことから、本協議会におきましては、さまざまな分野でご活躍されている皆様に委員になっていただき、各方面からご意見をいただきたいということでお集まりいただいております。

忌憚のないご意見をいただきながら、私ども札幌市としてさらに子ども施策を充実させていきたいと思っておりますので、どうか本日の会議もよろしく願います。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

それでは、配付してございます資料を確認させていただきます。

資料1は、さっぽろ子ども未来プラン前期計画年次報告書でございます。

資料2は、札幌市放課後子どもプランの進捗状況です。これは、事前にお送りさせていただいた資料から追加したものでございます。本協議会は、児童会館など子どもの放課後の居場所づくりに関する計画でございます札幌市放課後子どもプランに関しましても実施状況を点検することとなっておりますので、本日は、こちらについても追加議題とさせていただき、ご意見をちょうだいしたいと思います。

資料3は、札幌市子どもの権利に関する推進計画素案の概要と素案となっております。

資料4は、札幌市児童相談所のあり方について意見具申の概要版と本書となっております。

また、参考資料といたしまして子ども未来プラン前期計画、国で検討しております子ども・子育て新システムに関する資料と待機児童解消先取りプロジェクトに関する資料、子どもの権利に関する推進計画の意見募集に関する資料を配付させていただきます。

なお、きょうの会議の終了時間は3時半を予定しております。どうぞよろしく願います。 それでは、ここからは金子座長に議事の進行をお願いいたします。

3. 議 事

金子座長

皆さん、こんにちは。 お忙しいところを集まっただきまして、ありがとうございます。

ただいまの局長のお話にもありましたように、この協議会は、去年は後期の子ども未来プランをつくって、これから毎年1回、その年に行われた計画の達成状況について評価をするという性質を帯びているものでございます。

事前に、特に資料1に同じものがありますが、前期計画の年次報告書案ということを含めて資料を送らせていただいております。そういうものを含めまして、本日は、前期の5年間の達成計画についてのご意見と、ことし4月から11月までの新しい後期計画の1年目の事業につきまして、幅広い観点からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

それでは、議題に入ります前に、委員の方が何人かおかわりになっておりますので、ご紹介をさせていただきます。

私がお名前をお呼びしますので、簡単な自己紹介をお願いいたします。

五十音順ということで、まず、笠井委員、お願いいたします。

笠井委員

民生委員児童委員協議会主任児童委員の市の幹事の方をやっております笠井容子です。よろしくお願いいたします。

金子座長

どうもありがとうございます。

次に、紫藤委員、お願いいたします。

紫藤委員

このたび、札幌商工会議所第34期の政策委員長を仰せつかりました。前中田委員長を引き継いでの後任でございます。皆様方のご指導をいただきながら務めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

金子座長

ありがとうございます。引き続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

札幌市小学校長会長の鈴木です。

南区の藤野南小学校の校長をやっております。よろしくお願いいたします。

金子座長

ありがとうございます。次に、高市委員、お願いいたします。

高市委員

札幌市PTA協議会から参りました。よろしくお願いいたします。

金子座長

ありがとうございます。敦澤委員、お願いいたします。

敦澤委員

北海道労働局雇用均等室長をしております敦澤と申します。

両立支援とか雇用均等関係の業務を担当しております。よろしくお願いいたします。

金子座長

ありがとうございました。最後に、森谷委員、お願いいたします。

森谷委員

連合札幌の森谷と言います。よろしくお願いいたします。

金子座長

ありがとうございました。ほかの委員の方々は、引き続き、よろしくお願いいたします。

まず、議題(1)札幌子ども未来プラン前期計画達成状況についてということで、報告書に基づきまして事務局の方からご説明いただきますが、関連する資料の子ども・子育て新システムについてもあわせてご説明をいただきます。では、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(中川子ども未来局子ども企画課長)

まず、資料1、札幌子ども未来プラン前期計画年次報告書案についてご説明いたします。

新しい委員の方もいらっしゃいますので改めてご説明させていただきますが、さっぽろ子ども未来プランは、次世代育成支援対策推進法で全国の地方自治体に策定を義務づけられた市町村行動計画です。平成16年度から21年度が前期計画、平成22年度から26年度までが後期計画

となっており、今年度から後期計画がスタートしているところでございます。

本計画につきましては、毎年、進捗状況を評価、検証することとなっており、札幌市では、庁内の会議とこの次世代育成支援対策推進協議会での議論を経まして、最終的には市民に公表することとなっております。

今回は、平成21年度の実施状況の取りまとめではありますが、ちょうど前期計画最終年度でもありましたので、前期計画6年間の総括という視点で資料を作成しております。この点、後期計画策定の際にも、年度途中ではございましたけれども、一たん説明して審議をしていただいたところで、重ねての説明になる部分もありますが、ご了解願いたいと思います。

それではまず、資料1の1ページをごらんください。

前期計画も、後期計画同様、基本理念、基本目標、基本施策から構成されておまして、掲載事業は平成21年度末時点で215事業でありました。個別事業の実施状況につきましては、7ページから68ページにすべて掲載してございます。

それでは、ポイントを説明させていただきます。

2ページの総括表をごらんください。前期計画の目標達成度についてです。

目標値を設定した事業は113であり、このうち91事業が目標を達成し、達成度は80.5%となっております。プランに掲載された事業は、達成度で見ますと、おおむね順調に実施されたものと判断してございます。

以下、基本目標ごとの総括となります。

まず、基本目標1の健やかに生み育てる環境づくりですが、ここは母子保健医療が中心になっておまして、各種健診、母子保健訪問指導、不妊治療の充実、また全国に先駆けて実施した産婦人科救急医療運営事業などにより大きく成果を上げたものと整理しております。

基本目標2、子育て家庭を支援する仕組みづくりでは、子育てサロン、区保育・子育て支援センターなどの子育て支援策の充実のほか、安心して医療を受けられるように、子ども医療費の助成の大幅の拡大、障がい、発達におくれのある子どもへの支援として特別支援学級の整備などを促進してきました。また、働きながら子育てしやすい環境づくりの推進のため、ワーク・ライフ・バランス推進事業を新規に開始するとともに、増加する保育所入所希望者に対応するための保育所の整備、就学後の放課後児童対策として児童会館、ミニ児童会館の整備に努めてまいりました。

次に、4ページの基本目標3、豊かな子ども時代を過ごすための社会づくりでは、子どもの権利保障、児童虐待の予防、防止のほか、子どもに関する相談支援体制の充実などに取り組み、子どもの権利条例の制定、それに伴う子どもアシストセンターの開設、また児童相談所の体制充実などに努めてまいりました。

基本目標4、次代を担う心身ともにたくましい人づくりでは、さまざまな部局において実施している子ども参加型の事業を展開する一方で、不登校対策事業にも力を入れてきております。

また、基本目標5、子どもと子育て家庭にやさしいまちづくりは、主にハード面の整備で福祉のまちづくり環境整備事業や安全・安心なまちづくり推進事業が確実に推進されてきております。

最後に6ページでは、前期計画全体の評価をしております。

全体としては、約8割の事業が目標を達成したこと、また市民意識の上からは、札幌は子どもを生み育てやすい環境にあると感じる人の割合が、平成18年の43.3%から平成21年には

49.0%と増加しており、これらのことから、前期計画は、全体として一定の成果を上げたとして評価できると考えております。

しかしながら、個別に見ていきますと、社会状況の変化などにより、保育所待機児童や児童虐待など、今なお大きな課題となっている部分がございます。これは、資料の最後の69ページの市民意識調査におきまして、基本目標ごとの成果指標の表の目標3下段の希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた人の割合が29.1%、目標後の特別な配慮が必要な子どもの支援体制が整っていると思う人の割合が25.7%と極端に低くなっている結果からも、市民のニーズが高い分野となっており、これらについては、今年度からスタートしている後期計画においてしっかりと引き継いで実施していかなければいけない課題として整理しております。

以上が、16年度から21年度までの6年間で札幌市が実施してきた子ども施策の総括です。

続きまして、参考資料子ども・子育て新システム等について簡単にご説明させていただきます。

お配りいたしました資料は、ことし6月末に国が発表いたしました子ども・子育て新システムの基本制度案要綱でございます。

本件に関しましては、新聞報道などにより既にご存じの方もいるかとは思いますが、保育所と幼稚園を一体化させたこども園の創設をはじめ、既存の枠組み、制度を大幅に変更する内容となっており、札幌市においても大変な影響がございます。

現在、国においては、子ども・子育て新システム検討会議のもとに幾つかのワーキングチームを設置し、来年の通常国会に法案を提出すべく準備を進めておりますが、幼稚園と保育所との幼保一体化を含む国の子ども・子育て新システムは、すべての子どもへ良質な生育環境を保障し社会全体で支援する制度として検討されているものであり、早急に対応すべく施策も含まれていると認識しております。

しかしながら、新システムの詳細については検討段階であり未確定な部分があるほか、企業参入による保育所運営費の他事業への活用、利用者負担における低所得者への配慮等の課題もあるため、現在、関係団体と意見交換を行っており、また、指定都市市長会では札幌市も参加し議論しておりますので、その結果を踏まえて国に対して提言を行ってまいります。

次に、11月末に公表されました国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトでございます。

これは、新システムのうち待機児童に関して待機児童ゼロ特命チームを設置して前倒しし、実施を図ろうというものでございます。こちらに関しましても、新システム同様その手法、財源などに関していまだに国から明確な方針は示されておらず、今、まさに検討がされているところでございますが、我々地方自治体においては、その推移を見守りながらも国から方向性が示されればすぐに動けるように体制を整えておかなければいけない状況でございます。これらに関しましては、子ども未来プランに掲載されている事業の内容にも大きな影響を受けることが想定されます。その際には、何らかの形で皆様のお力をおかりすることもあるかもしれませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

金子座長

どうもありがとうございました。

それでは、幾つかの資料に基づいた説明でございましたが、特に、さっぽろ子ども未来プラン前期計画年次報告書案を中心にして、ご質問、ご意見をちょうだいしたいと思います。

うまくいったところも幾つかあるし、反省したいところもあるというお話だったと思いますが、委員の皆様それぞれの分野でお気づきの点がございましたらお出しいただきたいと思います。

敦澤委員

せっかくですので、ご説明の中にはなかった細かい方の資料ですが、事前に見させていただいて気づいた点があります。

資料の19ページの一番右のところですが、新生児マス・スクリーニングにおいて、受検率を指標として年度実績云々の達成率が示されておりますが、20年度、21年度は100%を超えて114%と116%となっております。一部達成という表現もあるところを見まして、分母などの考えはどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。それが一つです。

あとは、意見ですが、28ページの一番左のワーク・ライフ・バランス取組企業応援事業に関してです。仕事と子育ての両立支援を推進するという観点で非常に重要なものだと思っておりますが、以前いただいた資料の中に、契約上の優遇制度があって、物品とか役務契約の優遇とか、工事入札において主観的評価点が5点加算されるというものがあったかと思っております。これは、入札にかかわるということで企業が必死に取り組むと思われ、非常に有効なものだと思っております。あくまでも意見ではありますが、101人以上300人以下の企業にとっては3月末までが次世代法違反とならないための取組みの期限になり、まさにこの数カ月が勝負だと思っております。

例えば、入札説明会において、対象のところにはこれを改めてPRしていただきますとともに、決定業者には次世代法に基づく計画届け出まで確認しますといったことまで言っていたらと思っております。あくまでも意見ですが、よろしく願います。

金子座長

2点あったと思いますが、まず第1点目からお願いいたします。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

大変恐縮でございますが、きょう事務局として出席しておりますのは子ども未来局のみとなっております。計画を策定する時点におきましては、さまざまな部局からの出席をいただいでご説明もさせていただいたところでございますけれども、そういった事情がございました。詳しいところで間違いがあっても困りますので、再度、所管する部局の方に確認の上、皆様方に文書もしくはEメールでのご回答させていただくということで、ご了承いただければと思います。

母坪委員

私は、新生児マス・スクリーニングに委員として参加していますが、札幌市で生まれた子どもは、札幌市の産科病院から札幌市衛生研究所に検体を送られます。だから、周辺の町村から来て札幌市の産科で生まれた子どもが含まれるので、それで100%を超えてしまうのです。

敦澤委員

札幌外のものがあって100%を超えてしまうのですね。

母坪委員

そうなのです。それで100%を超えてしまうのです。

ですから、これは札幌市衛生研究所が善意で受けているので、100%を超えてしまうのはし

ようがない、問題ないと考えていいと思いますし、一部達成でなくて十分達成しているくらい、横浜と札幌の新生児マス・スクリーニングは日本をリードしていますので、達成でいいのではないかと思います。

金子座長

貴重なご意見をありがとうございました。2番目のご意見は、特にご回答はよろしいですか。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

今、ご意見いただきまして、私どもの方でも、今、まさしく話をいただいたように、来年4月から計画を出す企業の規模が引き下がるということは、認証企業の拡大の上でも大きなチャンスといえますか、周知PRしていく上でも大きなきっかけになると考えてございます。労働局の方にも何度かお話をしながら、これまでもご助言をいただいた中で進めておりますが、引き続き、協力しながら、ぜひ進めていきたいと思っておりますので、こちらの方でもよろしくお願ひしたいと思っております。

金子座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

母坪委員

21ページの右側の欄の小児科の休日救急当番と二次救急医療ですが、道内の地方の市町村に比べると札幌市の救急体制は、整備はされているのですけれども、達成となっておりますが、ぎりぎり達成の状況で限界が近づいています。平成15年度に二次救急を始めまして、そのときは15施設で始めたのですけれども、今は10施設で、土・日は8施設のみで、土・日稼働できる病床数は40%に減少している状況です。勤務小児科医が札幌市内でも非常に減ってきて、かなりぎりぎりの状況です。これ以上病院数が減ると破綻してしまう状況にありますので、これはお願ひということもあるのですけれども、今後、市もいろいろな意味で対応して、せっかくのシステムがつぶれないようにしていただきたいと思ひます。

金子座長

ありがとうございます。今の件についていかがですか。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

今のお話は、私どもも受けとめさせていただきますし、関係する保健所の方は、当然、その状況は承知していると思ひますけれども、お話を伝えてまいりたいと思ひます。

金子座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

金子座長

ないようですので、資料1に記載の案を今回出されたわけですが、これを前期計画年次報告書の最終案としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

金子座長

お認めいただきました。ありがとうございました。次の議題に移らせていただきます。札幌市放課後子どもプラン実施状況について、まず、事務局の方からご説明をいただきます。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

引き続き、私の方からご説明させていただきます。

札幌市放課後子どもプランの進捗状況についてでございます。

この進捗状況につきましては、前回の協議会でもご説明を差し上げており、内容的に大きく変わった点はないので、簡単にご説明させていただきたいと思います。

お手元の資料2、札幌市放課後子どもプランの進捗状況をごらんください。

基本理念としまして、すべての子どもたちが安全で安心して過ごすことができる放課後の居場所づくりを掲げております。二つの基本目標のうちの一つ、小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取り組みですが、の児童会館につきましては、中・高校生の利用促進ということで、夜間利用をこれまで段階的に実施箇所をふやしてきました。今年度は、児童会館104館中103館のほぼ全館での実施となっております。1館だけ実施しておりませんが、これは中央区の中島児童会館でございます。繁華街のすすきのに近く、また、中島公園の中にありますことから、子どもたちの安全面に配慮し、夜間利用の実施を見合わせているところですが、土曜日などに中高生が多く来館した場合など、館の職員の判断で、一部、体育室などを占有利用できるよう工夫しているところでございます。

のミニ児童会館の整備促進であります。現在、ミニ児童会館は60館開設しており、今年度整備中の8館につきましては平成23年4月にオープンとなります。整備の数でいきますと合計で68館となるところですが、厚別区のもみじ台地域の小学校の適正規模化に伴いまして、現もみじ台小学校が閉校となりますので、そこに開設しているミニ児童会館も閉館となります。したがって、23年度は67館でスタートすることになります。

のモデル事業の実施であります。これまでの2カ所に加え、今年度末の3月には新川小学校区の新川西地区において、町内会が運営主体となる放課後子ども教室のモデル事業を開始する予定であります。

の留守家庭の子ども居場所確保ですが、児童クラブにつきましては、児童会館の99カ所とミニ児童会館60カ所の計159カ所となっております。民間児童育成会いわゆる学童保育所ですが、前年度から1カ所減、現在51カ所が助成対象団体となっております。また、平成23年度から、児童クラブや民間児童育成会の対象学年を現行の3年生までを4年生までに拡大する予定となっております。

の地域活動推進事業の活用であります。これは教育委員会で行っております学校地域連携事業のことでありまして、平成21年度までに55校において実施しておりますが、児童数が一定規模に達していない小規模校については、この事業を活用することで放課後の居場所を確保するものであります。

次に、基本目標2の児童会館などの事業内容をよりよくするための取り組みであります。の学校・地域との連携強化につきましては、子どもたちが地域で健やかに育つ環境づくりのために、児童会館において学校や地域の関係者などで構成した組織を設置したり、既にある組織に児童会館の館長などが加わることで地域ぐるみで子どもたちを見守る仕組みづくりを推進しております。この組織が平成20年度は65館でしたが、今現在は68館となっております。今年度末には70館となる見込みであります。また、地域を巻き込んだ行事を子ども運営委員会が中心

となり企画運営するといったケースもふえてきており、今後も推進していくこととしております。

の学習支援の充実につきましては、子どもたちがみずから学習しようとする意欲の向上を目的として、小学校教諭によるプロジェクトが作成した学習レシビやプロジェクトが選定した学習図書を児童会館、ミニ児童会館において活用を促進することとしており、また、児童会館の図書関する実態調査や利用者アンケートの調査などを行ってございます。

今後とも、すべての子どもたちが安全に、そして安心して放課後を過ごすことができるよう、居場所の整備と事業の内容充実について進めてまいりたいと考えております。

以上が、札幌市放課後子どもプランの進捗状況でございます。

金子座長

ありがとうございました。

ただいまの放課後子どもプラン進捗状況のご説明に対しまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

先ほどの局長のあいさつの中の地域力ということに直結する新しい政策の一つだろうと思いますが、ワーク・ライフ・バランスというのが、ともすると企業と家庭しか見えていないところに対して、地域の力も大事だということで、バランスをとる意味でこれは非常に意味がある政策だろうと思います。ほかにいろいろなやり方があるのでしょうかけれども、とりあえず小学校区ごとにもこういうやり方で、地域の中でも子育ての力をつけていこうという取り組みの一環だろうというふうにお聞きをしておりますが、委員の方々はいかがでしょうか。

品川委員

留守家庭の子どもの居場所確保ということで、児童クラブという民間の児童の育成会等がありますが、これを利用している子どもたちの状況というか、子どもたちがどういう気持ちで利用しているのかというような調査などは行っているのでしょうか。利用しやすいとか、週に何回くらい利用しているとか、その中で勉強をどのくらいやっているとか、使っていて楽しいとか、ちょっと困ったことがあるとか、その辺はどうなのかということをお聞きしたいと思っております。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

子どもたちへの意識調査という視点でございますね。

委員もご承知のように、子ども未来プラン後期計画を策定する際には、主に児童会館の子どもたちにアンケート調査をさせていただいたところです。その中では、こういったことをやりたいという外見的なところの調査が中心になってしまったのかなと思います。子どもたちの意識まで深入りしたところでは、十分なものという調査ではありません。そもそも調査の趣旨からしてそういうところまで踏み込んでいなかったということではございます。ただ、実際の活動の状況や、日々、子どもたちがどういったことを思って過ごしているのか、毎月、それぞれの児童会館、ミニ児童会館から報告が上がってくるようにはなっております。利用実態などの数値的なものにつきましては、今すぐにはお示しできませんけれども、数値としてはお示しすることはできます。

あと、具体的な活動内容につきましても、自由記載になりますので、少し加工しなければいけませんけれども、お示しすることもできますので、そういった資料については委員の皆様方にも後日郵送なりをさせていただければと思います。

品川委員

今お聞きしたのは、利用の表面的なことでも大事なことであると思うのですが、実際にそこを使っている子たちが、本当は使いたいのだけれども、例えば友人関係でなかなか利用できないという子どもも結構いると聞いたので、その辺をどんなふうにとらえていて、それに対してどういうことを今後気をつけていかなければならないかということはどうとらえているのかと思ったのでお聞きしました。これに対する回答は結構ですので、そういう内容の質的な部分をこれから見ていくような視点を持っていきたいということで発言しました。

事務局（橋本子ども未来局長）

私の方から補足させていただきます。委員がご指摘のとおり、今、全国的に1年生の壁ということが言われております。今、世の中では、保育所の待機児童がふえていまして、働いているお母さんの子どもがやっと小学校に行ったと思ったら、今度は1年生の壁ということで、お子さんが昼、または2時か3時に帰った場合、その間はどこにいるかということで、子どもの居場所が非常に重要になってきております。そして、行政的な課題としては、今、児童クラブをやっていますが、さらに4年生に拡大ということと同時に、お子さんの友達関係とかいろいろなものについては、全児童会館に子ども運営委員会を設けまして、子どもたち自身が子どもたちの意見を聞いて、館の運営についていろいろ話し合ったり、職員に言ったり、もちろん行事も主体でやっていく、そういう子どもたち自身が意見を聞く組織を全館に設けまして、まだ完璧ではないのですが、行政も大人がぼっと聞くよりも、子どもたちが仕上げていくような取り組みをしております。

金子座長

ありがとうございます。鈴木委員、お願いいたします。

鈴木委員

私は小学校のものですから、実情を申し上げます。私も中に入っているわけではなくて周りで見ているだけですけれども、1年生から3年生まではほぼ毎日来ていまして、日曜日だけが休みで、土曜日も来ています。

やはり、子どもたちが体を動かすような活動が主になっていますけれども、その中でも、今ありましたように、子どもたちが自主運営するような企画も少しずつ出ているようですし、うちの子は南区なので芸術の森に行ったりするのですが、外へ出かけるような機会も少しずつふやしております。これからは、に学習支援の充実とありますけれども、学習とか図書の充実といった学びのことも少し入ってくることが考えられると思います。いずれにしても、ミニ児童会館、あるいは児童会館については、保護者のニーズが非常に高く、うちの学校に通っている子どもさんの保護者の方々の関心も高くなっている実情にあります。

金子座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

磯野委員

できれば、こういうプランの中にネット環境をきちんと用意してやってほしいのです。恐らく、インターネットがつながるパソコンが1台か2台はこの施設にもあると思うのです。私が言っているネット環境は、子どもが自由に使えるような端末がその児童会館に行ったら20台くらいはあって、自由に使える。それは、費用がかかるということもあるのでしょうけれども、例えばメーカーのリサイクルパソコンを利用するとか、学校であればお父さんたちの力をかりてネッ

トワークを組むとか、そういうふうを用意して、それを子どもが使うことによってこちら側が得られる情報がすごく出てくると思うのです。この間も、札幌市内でいじめがありましたけれども、ほとんど携帯やインターネットによっていじめが行われているという現実がありながら、その実態は余り詳しくわからないわけです。ですから、日常的に子どもが過ごす場所にそういうものを創意工夫で何とか置いていってやって、それを利用して、例えば大学生の詳しい人を呼んで安全教室のプログラムを彼らにやってもらうような組織をつくっていくと。どうしても、この会議が始まる前から、ネットの部分は余り中心的に置いてもらえなかったのですが、そういうところに少しずつ置いて環境を整えてやって、対応を少しでも早くしていただきたいのです。現実、特に携帯の問題に関しては私たち大人が安心できるような状態ではないということをお願いしたいです。

金子座長

ありがとうございます。特に、ご回答はよろしいですか。

磯野委員

必要ないです。計画の中に、どこかモデル事業所とか、1カ所でも場所を入れていただければですね。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

児童会館には、現在も、当然すべてではございませんが、何台かは入っているところがございますし、入っているところについては子どもたちが使う頻度も非常に高いです。そういった意味で、できるだけたくさん設置したいという思いがあるのは事実でございます。

金子座長

いかかでしょうか。母坪委員、お願いします。

母坪委員

私は、現実、具体的なことをわかっていないからかもしれませんが、親御さんが預けるときの安心感というか、安全性というか、そこがすごく気になるのですけれども、本当に行っているのかどうか、どういう指導者に見てもらっているのかというあたりの家庭へのフィードバックですね。例えば、ここにはこういう指導者がいますとか、間違いなく何時から何時まで来ていましたよというようなフィードバックとか、そういうようなシステムはこの児童会館にあるのでしょうか。それがないと、親御さんは安心して働けないです。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

児童会館には、一つは留守家庭の子どもを預かる児童クラブを設置してございます。その児童クラブは、登録制でございまして、登録された子どもたちに対しては連絡帳を設けておりまして、それで親御さんと連絡を取り合うことと同時に、出欠の確認もしてございます。そういった意味で、その子どもたちが確実に来ているのかどうか、その都度、確認しております。そして、何かあった場合には、まずは連絡帳でのやり取りをしたり、直接お話をさせていただくこともございますけれども、そういった形でのコミュニケーションはできる限りとらうとしております。

金子座長

よろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

坪谷副座長

番の民間児童育成会の箇所が1カ所減っています。これが減った理由と、4年生までの経費の予算要求と書いていますけれども、実現の度合いですね。来年度からできるのか、できなさそうなのかを含めてお願いします。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

まず、1カ所減った理由でございますけれども、民間児童育成会に対しましては、私どもは助成という形で支援させていただいております。助成を受ける際には、子どもたちが何人以上いなければいけないという基準を設けてございます。その基準というのは、子どもたちが10名以上登録されているということがまず必要になってきます。しかし、10名を切った場合には助成を廃止するという扱いで基本的にはやっているため、基準を満たさない民間の学童保育所が1カ所生じてきたのが実態でございます。民間学童保育所は、それぞれの育成会ごとにそういった方針をしっかりと持ってやっているわけでございます。

ただ、実態としては、児童会館、ミニ児童会館で留守家庭を預かるようなところは無料であるのに対して、こちらは有料であるという大きな違いがございます。そういう中で、現在、札幌市はミニ児童会館の整備を進めておりますが、ミニ児童会館を設置したところの民間学童保育所は、経営的には相当厳しくなっているということが実態としてございます。それがすべてではございませんが、子どもたちが新たにできたミニ児童会館の方に移ったために定員割れを起こして閉所するというような内容でございます。

もう一点、4年生の拡大でございます。今まさに来年度の予算要求時期でございますので、まだまだ確定的なことは言えませんが、この施策に対しても市全体で応援していただいているというふうに、私たちは思っております。そういった意味で、かなり実現性は高いというふうに考えています。

金子座長

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

金子座長

それでは、これは議題でございますので、ただいまの資料2に基づくご説明と質疑応答の内容込みで、この進捗状況につきましては承認するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

金子座長

どうもありがとうございました。

4. 報 告

金子座長

それでは、引き続きまして、今度のご報告でございます。

報告(1)の札幌市子どもの権利に関する推進計画について事務局からご説明をいただきます。
事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 子どもの権利推進課長の野島と申します。
よろしくお願いいたします。

私から、札幌市子どもの権利に関する推進計画について、簡単にご説明申し上げます。

お配りしております資料3に基づきまして説明させていただきます。

まず初めに、計画の策定に当たってでございます。

左上の囲みでございますけれども、この計画の趣旨、位置づけでございますが、この計画自体は札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の中に規定がございまして、それに基づき策定すること、及び、その内容につきましては子どもの意見表明、また豊かな体験機会の充実などについて、子どもの権利を保障するという観点で整理、促進するものという考え方で整理させていただきます。

なお、計画期間につきましては、さっぽろ子ども未来プランの後期計画に終了年度を合わせることで、平成26年度までの4年間という形にさせていただきます。

今回、この素案の策定に当たりましては、この条例の中で規定されております札幌市の附属機関、札幌市子どもの権利委員会におきましていろいろご議論いただきまして、この10月に答申をいただきました。基本的な考え方につきましては、その答申に基づき策定しております。

また、この計画の中身につきましては、さっぽろ子ども未来プラン後期計画の基本目標1に子どもの最善の利益を実現する社会づくりということで、重点施策に位置づけられておりまして、この推進計画の中に具体的に盛り込む事業につきましては、主に未来プランの後期計画に掲げる施策を中心に、子どもの権利の保障の観点から体系化を図っているところでございます。

次に、中段の現状について簡単に説明させていただきます。

この計画を策定するに当たりまして、ことし3月に大人、子ども各5,000人対象の実態意識調査を実施しました。それ以外にも、外国籍の子どもやフリースクールの子どものたちなどとの意見交換、また、障がいのあるお子さん方に対するアンケート調査等も実施させていただきました。詳しい調査結果についての説明は割愛させていただきますが、資料では、これらの意識調査、教育委員会が実施した調査のデータなどから、特に関係の深いと思われる3項目を掲載させていただき、また、意見交換での子どもの声も幾つか掲載させていただいているところでございます。

こうした調査の結果や、さらに現在の子どもを取り巻く環境としての社会状況を踏まえまして、下段でございますが、課題として4点整理させていただきました。

一つ目は、地域等における子どもの意見表明、参加の機会の拡充、二つ目が子どもの居場所の充実、三つ目が子どもの権利の侵害への速やかな対応、四つ目が子どもの権利についての理解促進、以上の四つを掲げまして、この課題を踏まえながら資料右側の方に移りますが、基本理念、基本目標、以下、その内容を整理させていただきました。

まず、基本理念について簡単に説明させていただきます。

子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性をはぐくむまちの実現と掲げさせていただきました。この趣旨としましては、子どもの育ちにとっては、まず、安心である環境がベースであり、それを基盤として条例が目指すところでありまして子どもの自立性、社会性をはぐくんでいくことができるよう、大人の適切な理解のもとで社会全体が子どもの育ちを支えていくという考え方をあらわしたものでございます。

以下、計画の体系につきましては、右下の方に図として表示させていただきます。ただいまお話ししました基本理念の下に、基本目標としまして四つ掲げております。基本的には、それぞれの課題ごとに対応したものになっておりますが、1点目が子どもの意見表明・参加の促進、

2点目が子どもを受け止め、はぐくむ環境づくり、3点目が子どもの権利の侵害からの救済、4点目が子どもの権利を大切にする意識の向上という四つを設定し、これらの基本目標を達成するために、基本的な取り組みとして二つないし三つの基本施策を設定したところでございます。

この基本施策ごとの取り組みにつきましては、今ごらんいただいている概要の裏面に主なものということでピックアップしておりますので、こちらについても簡単に説明させていただきます。

この中で、二重丸がついているものが新規の事業、また太字と下線であらわしているものは特徴的な事業ということで表示しているところでございます。

まず、左側の1番目の基本目標1、子どもの意見表明・参加の促進についてでございます。

このうち、基本施策 子どもの参加の機会の充実と支援でございますが、それぞれ施設、市政、地域と三つに分けてまとめております。

施設の欄では、児童会館では、現在、子ども運営委員会という形で活発な活動がなされておりますが、これを主に子どもが利用する施設ということで、例えば円山動物園とか青少年科学館といたしたところにもこういう活動の場を広げていくような仕組みづくり、組織づくりをこの計画の中で打ち出したところでございます。

また、市政の欄におきましては、子ども企画委員会ということで、子どもが大きくかかわる市の取り組みなどに子どもの参加が進むよう同じく組織づくり、ルールづくりを進めていきたいということで掲げました。

地域におきましても、市民向けの手引きの活用や、現在ありますまちづくりセンターなどの市の施設も活用しながら、地域に子どもの参加についてより活発に進めていくように働きかけていきたいと考えているところでございます。

また、施設の方に戻りますが、学校の現場におきましても学校の決まり事などに関する話し合いの場への子どもの参加の取り組みやピア・サポートですね。これは、簡単に申し上げますと、子どもがみずから問題をみずから調整、解決できることを目指して、子ども同士での助け合いについて学ぶ活動のことを言いますが、こういった子ども同士が支え合う取り組みを進めるような支援を実施することを掲げております。

次に、その下の基本施策 子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援でございますが、左側の学びの支援として、雪、環境、読書のテーマに沿った取り組みにより、自立した社会人の育成を行うこと、また、その右側の体験活動に移りますが、保護者の職場を見学する子ども参観日や職業体験などの取り組みについての地域、企業に対する働きかけ、また、その下段の二重丸でございますが、既存のストック、具体的に言いますと近くにある公園や空き地などを想定しておりますけれども、そういったところを活用したプレーパーク事業の推進といった体験事業の充実を掲げているところでございます。

続きまして、基本目標2の子どもを受け止め、はぐくむ環境づくりの説明をいたします。

基本施策 子どもが安心して過ごすための居場所づくりにおきましては、保護者、学校・施設、地域と三つに大きく分けて、それぞれの取り組みを掲載させていただきました。

保護者につきましては、主に子育て支援等に関する取り組みを掲げておりますし、また、その一つ隣の学校・施設につきましては、不登校、引きこもり対策に関するフリースクールなど民間施設の連携ということで、具体的には、フリースクールなど民間施設の情報交換や連携を進める

とともに、その支援のあり方を研究し対策を進めるということですが、このほか学校におけるいじめ対策、放課後の居場所づくりなどを掲げているところでございます。

続きまして、基本目標3子どもの権利の侵害からの救済でございます。

まず、基本施策 の子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実でございますが、作年度から運営を始めました子どもアシストセンター、子どもの権利救済機関でございますが、その運営やいじめ対策のほか児童虐待に関しては、児童相談所の将来構想に基づいた子どもの権利擁護体制の強化を掲げているほか、学校におきましても、早期発見、早期対応を図るための取り組み、その他の支援等を掲げているところでございます。

その下段にございます基本施策 、権利侵害を起こさない環境づくりでは、権利侵害等に対する意識啓発として、外国籍の子どもや障がいのある子どもといったいわゆるマイノリティーに対する理解、促進を掲げているところでございます。

最後の基本目標でございます基本目標4、子どもの権利を大切にすることの意識の向上でございます。

ここでは、基本施策 といたしまして、子どもの権利に関する広報普及を掲げております。

また、基本施策 につきましても、子どもの権利に関する学びの支援といたしまして、学校教育を含めた学びについて、それらを充実させる視点で取り組みを掲げております。

なお、この計画の策定に当たりましては、子どもの権利委員会のご審議とあわせてそれぞれの学校なり関係の子どもにも意見をいただきそれも反映する形で計画、策定いたしましたが、今後もパブリックコメントにより、改めていると意見を聞いていきたいと思っております。

最後、右の下段に計画の推進と評価の記載でございますが、ここでは計画の推進体制といたしまして、市民や関係団体と連携して施策を推進することや、附属機関でございます子どもの権利委員会における評価や検証、そして庁内的には市の内部委員会でございます子どもの権利総合推進本部による進捗管理を行っていくこととしております。

また、評価・検証に当たりましては、計画に掲げた各基本目標の要素などを踏まえ、一番右側下段でございますが、成果指標として三つ掲げさせていただきました。

子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合と 子どもの権利が守られていると思うという割合、この二つについてはさっぽろ子ども未来プラン後期計画でも指標として採用してございまして、それを踏襲する形で取り入れたところでございます。

番の自分のことが好きだと思う子どもの割合、これを今回の計画で新たに入れさせていただきました。このことにつきましては、自分のことを大切に思う、そういったことが生きる活力、他者を尊重する心につながるものではないかといった視点から、目標としたところでございます。

なお、目標値につきましては、資料2と3につきましては、未来プラン同様60%と設定し、新たな目標 につきましては、より積極性を打ち出す意味で70%と設定してございます。

素案の概要についての説明は以上でございますが、最後に、別途、お配りさせていただきましたが、この後、12月17日から1月22日にかけてパブリックコメントを実施させていただくことを考えております。

今回は、子どもの権利に関することということで、大人用のパブリックコメントと子供用のパブリックコメントの両方をあわせて用意させていただきました。子ども用につきましては、児童会館への配付を含め、小学校5年以上、中学校、高校にも送りまして、子どもたち、また皆様か

らの意見も反映するようにPRに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。
私からの説明は以上でございます。

金子座長

どうもありがとうございました。これはご報告なので、通常であれば報告いただいたのでこれで終わりということですが、せっかくですから、もし委員の皆様方からご意見、ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

子どもの権利ということで幾つかの論点が出されておりましたが、いかがでしょうか。

母坪委員

まず、見開きの左下の方に子どもの権利の侵害について、「子どもたちが守られている」が48.3%で、「守られていない」が21.3%で、「わからない」が29.5%となっています。私の印象としては、わからないが圧倒的に多いかなと思うのですが、これはどういうサンプリングの仕方、どういう子どもたちを対象にとられているのでしょうか。

事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長）

基本的には、市内の小学校ですが、子どもたちということで5,000人を無作為抽出させていただいて、それぞれの学年でバランスがとれるような形で抽出調査をさせていただいたところでございます。

この調査につきましては、概要版はかなりあっさりまとめておりますが、素案の3ページ以降に、今回の調査につきましてももう少し詳しく全体が出ておりますので、そちらの方もご参考いただきたいと思っております。

この子どもの権利につきましては、条例が施行されたのは昨年からでございますが、それ以前から、子どもの権利に関する子どもの権利条約ということで、学校の授業でも、例えば小学校6年生とか中学校3年生で実際に子どもの権利について学ぶ機会を設けている経過もございます。そういう意味では、子どもの権利そのものについて、今回、条例ができて初めて子どもたちが理解したというよりは、前段のそれぞれの経過があったのではないかとということで、結果としてはこういう形になったのかなと我々は認識しているところでございます。

母坪委員

それでは、最後の成果指標の自分のことが好きだと思う子どもが半分くらいしかないというのも、同じアンケートですか。

事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長）

同じアンケートです。

母坪委員

わかりました。

事務局（橋本子ども未来局長）

今、委員からありましたのは、いわゆる自己肯定感なのです。欧米の調査では、自己肯定感が非常に高いのです。今ご指摘のように、思っていたより低いと思っておりますが、日本では全体的に低くなっています。この分析についてはいろいろなご意見があります。いわゆる日本人特有の謙虚さがこういうものに出ているのではないかとかいろいろなご意見があって、ちょっと確定的な部分は押さえられないのです。

母坪委員

そうなる、評価の仕方をこの前後できちんと確立したもので一定にしてやらないと、相当のぶれが出ます。

事務局（橋本子ども未来局長）

時代の風潮から、子どもたちの自己肯定感を社会的に上げていきたいので、そういう中でやっております。いろいろご参考にしながら、次の調査のときはまた検討してみたいと思います。

ありがとうございます。

山田委員

私も、今の母坪委員の意見と関連して、この子どもの権利が守られていると思う人の割合についての質問です。

一般的に、そもそも権利とは何だろうというところは、弁護士ではない限り、理解するのはなかなか難しいところがあると思うのです。さらに、それが子どもとなると、自分にどういう権利があるのかということ自体、理解していないのが普通だと思います。どういう流れでこういう質問が出てきたのかわからないのですが、前提として、自分にはどういう守られるべき権利があるのかということを理解しているのが前提だと思いますので、その理解があって、権利が守られていると思うかどうかという流れで理解度が上がっていくというのが、今後、目指すべきところかと思っています。多分、そこは共通の認識があると思うのですが、どういう権利があるかという理解のところを力を入れていく必要があると思います。

金子座長

ありがとうございます。ほかにございませんか。

私も気になるところが1カ所あります。それは、A4判の基本目標3の基本施策 権利侵害を起ささない環境づくりというところ。こちら側の冊子で言うと32ページに同じような内容が書いてあるところがあります。

何が気になったかというと、意識の啓発のところ、わざわざ外国籍の子どもや障がいのある子どもにアンダーラインを引いて、「など違いを認め尊重し合う意識を醸成する機会の充実」となっています。これも、今の山田委員と同じで、障がいのある子というのは、外にだけ出てくるものではなくて、見えない場合はたくさんあるわけです。

それから、いじめの問題だけを言えば、外国籍というよりは、むしろ同じ日本人の中でたくさん権利侵害があるわけですから、こういうふうに「など」があるからいいではないかという話になるかもしれませんが、具体的な例をこういう形で出したら必ず漏れるところが出てくるのではないかと危惧があるわけです。障がいがあるというのは、どういうレベルの障がいであるのかというのは、もちろん子どもにはわからないし、大人にもよくわかりません。外国籍であっても、なくても、子どもの権利を守り、その違いを認め合うというのがむしろいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長）

基本施策 権利侵害を起ささない環境づくりというのは、そもそもの出発点として、今回の調査において、では具体的にどういうところで守られていないかという調査をしました。素案の10ページの下段ですが、条例に定めている権利について守られていないものというところで統計

をとったところ、1番がいじめ、虐待、体罰などから心や体が守られないこと、2番目に障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ差別を受けないことと。我々としては、このアンケート調査の結果でこの部分のウエートが非常に高い中で、これを何らかの形で取り上げる必要があると思っています。実際に、外国籍の子どもとか、障がいのあるお子さんはなかなか難しい面もあってアンケート調査という形になりましたけれども、そこだけ特出しというよりは、子どもたちもこういう意識を持っているということであれば、この部分もこの計画の中で対応策などを考えた方がいいということで、この点については別に入れさせていただいたというのがこの計画にのせた経過です。

金子座長

これは、議題ではなくて報告ですから、そこから先は話が進まないと思うのですけれども、そういう理解の仕方もあるのではないかというふうにご理解いただければよろしいと思います。

品川委員

私も、これは十分議論されてつくられているものなので、別にどうということはないのですけれども、感想的なことを申し上げます。

素案の64ページに、今回、A3判の成果指標の中で自分のことが好きだと思う子どもの割合を成果目標の数値として一番高くしているということで、私の中では違和感がありました。先ほど、自分のことを大切に思うということは、他者も大切に思えるということで、これを一番高くされたということでありましたが、今の子どもたちの状況は、例えば私は大学生を見ていると、最近では自己愛的な若者も多くて、自分が一番大事とってしまうのです。そうすると、64ページの項目で言えば、自分を大切に思ってくれる人がいるとか、自分は人から必要とされているとか、ほかのだれかや社会のために何かをしてあげたいというのはすごく育ってほしいことだと思うけれども、それと自分のことが好きだというのはちょっと質が違う項目だと思うのです。この中で聞くと、中学生以上ですから、中学生、高校生というのは、自分の内面で実はすごく葛藤していて、自分は好きじゃないけれども、頑張って生きていこうという力こそ大事だと思うのですが、それを単純に自分が好きだというのがいいという、そこを指標にしてしまうと、ちょっと違うかなという感想を持ちました。これは、どうこうということではないです。

金子座長

どうもありがとうございました。一応、報告事項なので、報告をお聞きした上でのご意見、ご質問を出させていただいたということでございます。

それでは、もう一つ報告事項がありますので、そちらに移らせていただきます。

札幌市児童相談所のあり方について、事務局からお願いいたします。

事務局（金田子ども未来局児童療育課長）

子ども未来局児童療育課長の金田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

11月18日に開催されました札幌市社会福祉審議会でご意見具申をいただきました札幌市児童相談所のあり方についてご報告申し上げます。恐縮ですが、座って説明させていただきます。

意見具申本文は約30ページになりますので、A3判横の概要版にてご説明をさせていただきますが、その前に、本文の29ページをお聞き願いたいと思います。

札幌市児童相談所のあり方につきましては、先ほど局長からもお話がありましたが、児童福祉

専門分科会にて、現座長であります金子分科会長、坪谷副会長、また秦先生などにご検討いただいて、完成に至ったものということをご報告申し上げます。

この概要版、左側が現状と課題について述べております。それに従って、今後の方向性と具体的取り組みについて右側に記載されております。

左上の札幌市の児童相談の現状でございます。相談件数、特に虐待相談が年々増加しております。相談件数は平成21年は6,000件ですけれども、平成17年には4,000件ございました。そのうち、特に虐待相談は、平成17年には245件であったものが平成21年には620件、約2.5倍の増加となっております。虐待相談につきましては、ほかの相談よりもいろいろな要素がございまして、1件当たりの業務量が課題となっております。このことから、児童虐待に対する相談、保護の体制強化が必要であるとの認識に立っております。

また、虐待種別でございますが、札幌市はネグレクトの割合が大きくなっております。虐待の通告経路については、近隣、知人または保育所、学校などの関係機関からの通報が約70%となっております。このことから、児童相談所だけではなくて、子どもを守る地域の皆様の協力、地域力の向上のための取り組みが必要との判断となっております。

続きまして、児童相談所の体制は一体どうなっているか、現状でございます。相談件数の増加に伴いまして、児童相談所への相談が集中しております。児童福祉司1人当たりの件数が、大都市の中では最も多い約190件となっております。このことから、児童相談所だけではなくて、身近な場所での相談、児童相談所と区役所の役割分担が必要という認識に立っております。

それから、虐待の未然防止の観点から考えますと、専門機関である児相は、夜間、休日でも常に相談に対応できる体制が重要であり、24時間対応できる体制が必要と認識しております。

また、複雑多様化する児童相談に適應できるような専門機関としての高度な専門性が重要との認識もございまして。

一時保護所でございますが、児童相談所に併設されている一時保護所ですけれども、前述したとおり、相談件数の増加、一時保護する児童の増加、または長期化が進行しており、児童人口に対する定員が他都市より少なくなっております。

また、それだけではなく、個々の児童の処遇に必要な個室の確保や学習環境の確保が若干困難となっている実情があり、定員増とともに適切な環境設備、スペースや職員配置も含めて必要となっております。また、関係機関との連携でございますが、地域の相談機関である児童家庭支援センターや児童虐待の早期発見に重要な学校、保育所などの連携体制はより一層の強化が必要であり、要保護児童対策地域協議会活用等による連携体制構築が必要としております。

また、左下の社会的養護体制に関する現状でございますが、札幌市内の定員が不足ということで、市外の施設に約200人が入所しております。また、被虐待児等の心理的なケアには家庭的な養育環境が望ましいという認識から、被虐待児等のケアの面で適切な家庭的な養育環境を提供できる社会的養護体制を市内に拡充することが必要と認識しております。また、保護者から適切な支援を受けられない施設退所児童の社会的自立が難しいという観点から、就労支援を含めた社会的自立を支援する体制が必要という認識に立っております。

これらの現状と課題から、右側に参りまして、今後の方向性と具体的取り組みですが、基本理念としまして、児童虐待等から子どもの権利を守り、地域全体で子どもを健やかにはぐくむ体制

を確立するというものを基本理念に、次の五つの方向性を打ち出しております。

まず、左上の一つ目ですけれども、区役所における相談、支援体制の強化でございます。主な取り組みとしては、仮称ではありますが、区家庭児童相談室の設置ということで、ワンストップという副タイトルをつけております。子どもにかかわる相談部門を集約した相談窓口を設置することで、区役所を子どもに関する身近な相談支援機関と位置づけまして、高度な専門相談に対応する児童相談所との役割分担を明確にしていくという取り組みでございます。

2番目の児童相談所の相談支援体制強化でございますが、主な取り組みとして、これも仮称ではありますが、子どもホットラインの設置、24時間365日の対応体制でございます。夜間、休日に専門職が虐待通告を初めとしまして、子育て全般の電話相談を受け、虐待の未然防止を強化するものでございます。

それから、3番目の一時保護所の体制強化については、主な取り組みとして、一時保護所の拡充と環境整備、定員拡大による速やかな保護と適切な環境確保を目指してまいります。

それから、4番目の地域、関係機関との連携強化でございますが、主な取り組みは三つございます。最初は、先ほども申し上げましたが、区要保護児童対策地域協議会の活性化でございます。地域の相談機関である児童家庭支援センターや学校、保育所等の地域諸機関の実効性のある連携体制を強化いたしまして、地域全体で要保護児童を支える仕組みを構築してまいります。

それから、仮称ではありますが、オレンジリボン協力員制度の創設でございます。地域力の強化という副題をつけております。これは、民生委員や学校教員による現行の児童虐待予防地域協力員をさらに発展いたしまして、幅広く地域住民等が気楽に参加できるオレンジリボン協力員制度を新たに創設し、身近な社会資源や地域力を強化して、虐待防止に努めていきます。

もう一つは、不登校、引きこもり対策の強化ということで、社会とのかかわりを支援してまいります。既に取り組んでいるメンタルフレンドや不登校児グループ指導のほか、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会等で児童相談所の権限を積極的に活用していくという取り組みでございます。

最後は、社会的養護体制の整備でございますが、主な取り組みとして、施設退所児童等への相談、就労支援でございます。施設を退所した子どもたちが安心して社会的に自立できるよう、児童相談所や養護施設、自立援助ホーム等の連携による心理的なケア、仮称就労支援コーディネーターの配置その他が主な取り組みとなっております。

これらを総括いたしまして、専門機能を強化した単独の児童相談所と仮称家庭児童相談室を中心とした区役所相談機能の充実をもって、札幌市児童相談所のあり方として意見具申をいただいたところでございます。簡単でございますが、以上でございます。

金子座長

ありがとうございました。まず、児童福祉専門分科会で原案をつくって、社会福祉審議会で承認していただいて、意見具申として既に提出した資料でございます。今のご報告に対して、何かご質問はございますでしょうか。

伊藤委員

幾つかあるのですが、まず、区役所における相談、支援体制強化ということで、ここにある児童相談所との役割分担の明確化について資料はありますが、もう一度簡単に、どこが明確に違うのかというところを教えてくださいたいのが一つです。

金子座長

区役所と児童相談所の違いですね。

事務局（金田子ども未来局児童療育課長）

ただいま、児童相談所には、児童虐待だけではなくて、簡単な相談と言うと失礼ですが、例えば勉強ができないとか、夜泣きが激しいとか、言葉が遅いとか、あらゆる問題の相談が集中している現状でございます。一例を言うと、先ほど6,000件という相談件数ご紹介したのですが、そのうちの3,000件近くは子どもの障がいに関する相談です。ですから、本来は区で受けた方がいいもの、受けるべきものと、専門機関である児童相談所がやる部分を明確に分けて、それを役割分担として明確にして受けていきたいという方向性となっております。

伊藤委員

以前のくくりでは、例えば非行とか虐待の深刻なものに関しては児童相談所がやって、それ以外のものに関しては区にお任せしていこうという方向性があったと思うのですが、これはそういう意味合いにとらえてよろしいですか。

事務局（金田子ども未来局児童療育課長）

そうですね。今、具申をいただきまして、これから札幌市として具体的な案をつくっている最中ですが、来年度からできるもの、将来的に目指すものという部分があります。それは検討中ですが、今すぐできるものとしては、今言ったような感じを目指してこれから作り込んでいく予定でございます。

事務局（築島児童相談所担当部長）

少し補足をいたします。児童相談所長の築島でございます。

少し具体的に申しますと、平成16年から、子どもに関する相談は、それまでは都道府県が受けていたものが、市町村でももうちょっと身近なところでやりなさいという方向で法律が変わりました。児童相談所が行うべき少しややこしい問題とか、少し強い権限を持ってやらなければいけない、例えば子どもを親御さんのもとから引き上げていって施設に入れるであるとかということについては、これは強い権限で専門的な判断をしなければいけません。

しかしながら、先ほど課長が申しあげましたように、「最近、ちょっと子どもが家の中で反抗して困るんだ」ということについて、親御さんは身近なところに相談して自分で解決をしたいというお考えである場合については、子どもを引き上げる、施設に入れるという話ではなくて、「こういうふうなところに相談に行ったらいかがでしょうか」とか「こういうふうな制度がありますよ」というアドバイスをすることによって解決していくものもでございます。そういうものは、例えば北海道内のいろいろな市町村では、市町村においてそういうセクションをつくって、市役所や町役場で相談するような体制をこの五、六年の間に整えていったということがございます。

しかしながら、札幌市は、都道府県並みの権限を持つ政令指定都市でありながら市役所でございますので、子どもに関することについては、子ども未来局、いや児童相談所があるのではないかとということで、そういう部分の整備が十分に進んでいなかった実情がございます。その点で、市民の方々には、もちろん児童相談所で全部受けましても、何といっても年間6,000件を超える相談でございますので、少々肥大化して難しいところがあり、また、市民の方々には、児童相談所はちょっと敷居が高いではないかということと言われる部分もでございます。それは、

我々も反省材料としまして、やはり児童相談所がオーバーフローして、本当に専門的な見地で対応しなければいけないものについて対応が回らないということは決してあってはならないと思っていますので、今回の意見具申の中では、身近で対応できるような体制を整えてはいかがかということで、ご意見をちょうだいしたところでございます。私どもとしても、今後、そういう方向で整備を進めてまいりたいと思っております。

金子座長

ありがとうございました。まだほかにもあると思いますが、ちょっと時間が押しておりますので、一応、報告事項2件についてお聞きしたということで終わらせていただきます。

本日の議題、報告案件はすべて終了いたしました。

委員の皆様、議事進行にご協力をありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

本日は、熱心なご協議をありがとうございました。

5. その他

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

子ども未来プランの前期計画につきましては、本日の議事録とあわせて、後日、ホームページに公開させていただきます。

また、委員の皆様の任期についてでございますが、ちょうど明日の12月17日をもって任期満了となるところでございます。次の任期は12月18日から平成24年12月17日まででございます。事前に皆様と調整をさせていただいておりますけれども、次の任期期間では後期計画の進捗管理が主要な協議内容となっておりますことから、後期計画作成に携わった現在の委員の皆様方を再任させていただくこと基本とさせていただいております。

丸山委員におかれましては、ご都合により新しい方に交代というふうにお聞きしてございますが、そのほかの皆様におかれましては、来年度以降もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。新しい任期の委嘱状につきましては、大変失礼ではございますけれども、18日以降に郵送させていただきます。

なお、次の協議会は来年度となりますが、来年度は統一地方選挙があり、先ほど申しましたように、子ども・子育て新システムを初め国の動向を注視しながら進めていかなければいけない部分もございますことから、現時点において次回の協議会の日程を決められない状況でございますけれども、しかるべき時期に事務局の方からご連絡をとらせていただきまして、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

6. 閉 会

事務局（中川子ども未来局子ども企画課長）

それでは、これで本日の札幌市次世代育成支援対策推進協議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上